

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年広島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の二 知事は、法人が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。